

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	財政部 管財課 管財担当	
不利益処分名	本館前駐車場の目的外使用許可の取消し	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第 2 3 8 条 の 4 第 9 項	
連 絡 先	(電 話 6 2 1 - 5 0 5 1)	
処 分 基 準	<p>【本館前駐車場の使用許可に関する取扱要綱】</p> <p>(使用許可条件)</p> <p>第8条 市長は、使用許可後であっても本市の他の事務事業に優先的に使用する必要が生じたときまたは許可条件に違反する行為があると認めるときは、その使用許可の取消しもしくは変更することができるものとする。この場合において生じた損失については、本市は一切その賠償の責めを負わない。</p> <p>【許可条件】</p> <p>(1) 駐車場使用に際しては、責任者を配置して整理にあたり、残り駐車のないことを確かめたうえで、出入口を閉鎖し、翌日の駐車場使用に支障なきよう配慮すること。</p> <p>(2) 駐車場使用にあたっては、施設を損傷しないよう注意するものとし、万一、損傷したときは、使用者が費用を負担し、復旧すること。</p> <p>(3) 使用時間中における駐車場利用者の損傷等紛争については、使用者が一切の責任をもって解決すること。</p> <p>(4) 公務上必要が生じたときは、使用許可を取消す場合がある。</p> <p>(5) 作業が実施日で終了した場合は、徳島市へその旨必ず連絡すること。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 2 6 年 8 月 1 日 設定 (平成 年 月 日 最終変更)